

中原区におけるスポーツ文化振興事業に係る懸垂幕掲示実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、区民のスポーツ及び文化活動の振興、発展を促すとともに、中原区に対する誇りと愛着を育むことに寄与し、区民を元気づける活躍に対し、その功績を称えるとともに、区民に広く周知を図るために、懸垂幕を掲示するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 中原区内において活動する個人及び団体（以下「個人等」という。）で、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 個人において、区内に在住又は在勤していること。
- (2) 法人において、区内に主たる事務所若しくは事業所があること。
- (3) 個人等において、区内が練習、活動、又は試合、発表等の拠点となっていること。
- (4) その他、区に所縁があり、区長が特に認めるもの。

(基準)

第3条 前条に定める対象に該当する個人等が、次の基準に該当し、且つ中原区に対する誇りと愛着を育むことに寄与し、区民を元気づけることが見込まれる場合に、懸垂幕を掲示するものとする。

- (1) 国際大会等において、極めて優秀な成績を収めた場合。
- (2) 全国規模の大会において、優勝又はこれに類する成績を収めた場合。
- (3) その他これに準じ、区長が特に認める場合。

(掲示の決定)

第4条 掲示の決定は、区長が行うものとする。

(掲示の期間)

第5条 掲示の期間は、原則1箇月間とする。ただし、区長が特に認める場合は

この限りではない。

(掲示の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各事項のいずれかに該当すると認められる場合は、懸垂幕の掲示を行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為が行われた場合。
- (2) 区の政治的及び宗教的中立性を損なう恐れがある場合。
- (3) その他、区長がふさわしくないと認める場合。

2 掲示期間中に、第1項に該当する事実が判明した場合は、掲示を中止するものとする。

(事務)

第7条 中原区におけるスポーツ文化振興事業に係る懸垂幕の掲示については、地域振興課において処理するものとする。ただし、他の基準等により懸垂幕を掲示する場合は、事務を所管する所属において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月19日から施行する。